

主席ビオトープアドバイザー【新規・更新】認定研修要項

□主席ビオトープアドバイザーの認定資格

「ビオトープアドバイザー」として3年以上の実務経験を積み、「研修委員会」が開催する実践的な「ビオトープ研修会」に参加するとともに、研修会の講師の経験も積むことが資格取得の条件となる。「主席ビオトープアドバイザー資格」は、ビオトープの各分野において、ビオトープに関する各種研修会での講演、シンポジウムでの研究成果の発表等が出来る「ビオトープアドバイザーの指導者」の資格として位置づけられる。

□主席ビオトープアドバイザーの業務内容(到達目標)

下記について指導教育ができることが必要である。

(1)フィールド調査に関する技術

- ① どんな生き物がいるか調査できる。
- ② 外来種か固有種かが調べられる。
- ③ 特定の生き物の生態について調べられる。

(2)ビオトープづくりに関する技術

- ① ビオトープづくりの計画書が立案できる。
- ② ビオトープづくりの実施計画の指導ができる。
- ③ ビオトープづくりの施工の指導ができる。
- ④ ビオトープづくりを協働作業で行なう取り組みの指導ができる。

(3)ビオトープの維持管理

- ① ビオトープの維持管理の計画書が立案できる。
- ② ビオトープの維持管理の指導ができる。

(4)観察会を含めた教育指導

- ① ビオトープづくり・観察会を「総合学習」の一つとして指導できる。
- ② 楽しい観察会の企画や指導ができる。

□資格試験の受験資格

ビオトープアドバイザーの経験3年以上で、その間に協会が指定する研修会を受講していること。

□資格認定試験

- ① 「主席ビオトープアドバイザー」資格認定試験を受験しようとする者は、所定の「資格認定申請書」を「ビオトープアドバイザー認定委員会」に提出しなければならない。
- ② 「ビオトープアドバイザー認定委員会」は本人の申請に基づいて、協会顧問と認定委員で構成する「主席ビオトープアドバイザー認定審議会」に推薦。その審議会において次条の研修カリキュラムのうちいずれか一つの科目について、「ビオトープアドバイザー認定試験研修会」講師レベルの講義を実施、その講義内容から適性を審査して可否を決定する。

※なお、「主席ビオトープアドバイザー認定審議会」において、以下の要件に該当するものと認めた場合は、「主席ビオトープアドバイザー認定審議会」が開催する特別研修会の受講のみで受験資格要件を満たしていなくても認定することが出来る。

<該当要件 以下のいずれかに該当するもの>

- ・「ビオトープアドバイザー研修会」等の講師を務める等ビオトープ技術者養成の実績を有する者

- ・長年ビオトープ作りに携わり、ビオトープ作り、並びにその関連事業について豊富な経験と知識があり、指導者としてふさわしいと認められる者。

□有効期限と更新

- ・ 認定の有効期間は、認定を受けた月から5年後の年の年度末までとする。
- ・ 認定を更新しようとする者は、「主席ビオトープアドバイザー審議会」にそれまでの5年間のビオトープに関する研究、学習及び活動記録を提出し、更新の可否について審査を受け、合格しなければならない。

□登録抹消

協会は、ヒオトープアドバイザー、主席ビオトープアドバイザーが、その信用を著しく傷つけるような行為を行う等により、協会の適切な活動に支障があると認められるときは、当該登録を抹消することができる。

『ビオトープアドバイザー資格認定要綱』(平成 28 年 4 月 1 日改訂版)より

第 9 回主席ビオトープアドバイザー認定研修会（新規）

・ 第 8 回主席ビオトープアドバイザー更新認定研修会のご案内

1. 日時 2019 年 9 月 25 日(水) 10:30～13:30
2. 場所 「連合会館」2 階 205 会議室
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 TEL 03-3253-1771(代)
<http://rengokaikan.jp/access/#02>
3. 審査員(予定) 協会代表顧問、横浜国立大学名誉教授・前学長 鈴木邦雄先生
協会顧問、東京農業大学 立川周二先生
4. 研修内容(予定) 受講者がビオトープ指導の得意分野を説明 15 分(パワーポイント使用予定の際は、事務局までご連絡ください)、5 分質疑応答
※今回更新人数が多いため、新規と更新 1 回目主席 BA に研修会当日発表をして頂く予定です。(他の更新者は書類のみの審査)
※申請書と、過去ビオトープの指導教育にあたった事例(レポート用紙 1 枚程度)を、**9 月 11 日**までに提出してください(レポートは審査員の先生方へ事前に送付)
※新規受講者の申し込み・レポート提出は**9 月 4 日**締め切り
5. 受講・審査料、認定カード代 1 万円 (昼食代含む)

※協会理事監事は、受講者以外でも聴講可能です。

同日開催の理事会出欠・委任状ハガキ内、聴講希望欄に○ご記入をお願いいたします。

有益な勉強会になると存じます。ぜひご受講・ご参加のほどお願いいたします。

以上

